

資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル制度の概要①

参考資料4

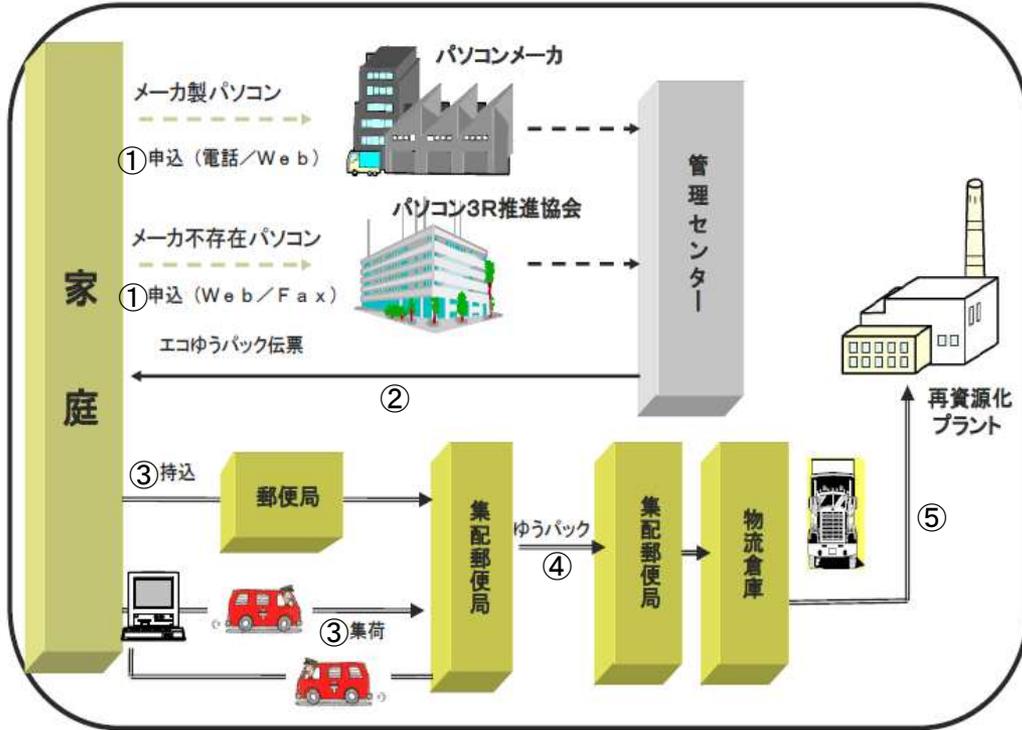
項目	内容
1. 対象製品	パーソナルコンピュータ(その表示装置を含む)※ ・デスクトップパソコン ・ブラウン管式表示装置 ・ノートブックパソコン ・液晶式表示装置
2. 対象事業者	パソコン製造事業者及び輸入販売事業者 (その事業年度におけるパソコンの生産台数又は輸入販売台数が1万台以上である事業者が主な対象。)
3. 事業者の主な責務 「資源有効利用促進法」及び「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」	・自主回収、再資源化の実施 ・回収状況の把握、情報公開 ・無償回収の実施(平成15年10月以降に販売された家庭系パソコンが対象) <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成15年10月以降に販売された家庭系パソコンに「PCリサイクルマーク」を添付 ✓ 回収は、郵便サービス(ゆうパック)を活用 ✓ 収集運搬費用及びリサイクル費用については、メーカー毎に個別管理 ✓ リサイクル費用については、制度創設当時には、審議会報告書において、原則として、リサイクル費用を予め製品価格に含めて確保することが望ましいとされた。 </div>
4. 無償回収の対象外となる製品	以下の製品については、廃棄時に消費者が費用負担。 ・事業系パソコン ・平成15年9月以前に販売された家庭系パソコン ・自作パソコン ・製造事業者が倒産した場合 (費用負担額は、①パソコン本体:3,000～4,000円、②液晶式表示装置:3,000～4,000円、③ブラウン管表示装置:4,000～5,000円)
5. 再資源化率の目標	・デスクトップパソコン:50% ・ブラウン管式表示装置:55% ・ノートブックパソコン:20% ・液晶式表示装置:55%

※重量が1kg以下のものを除く。

(備考)パーソナルコンピュータ及び表示装置は、小型家電リサイクル法の対象製品。

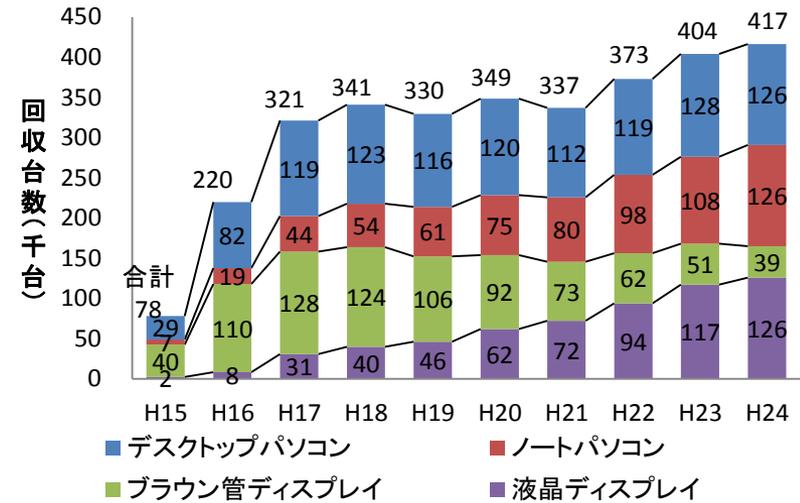
資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル制度の概要②

<家庭系パソコンの回収スキーム>



(出典)パソコン3R推進協会

<家庭系パソコンの回収台数の推移>



※平成15年度は制度が施行された平成15年10月以降の数値。
(出典)経済産業省集計

<リサイクル費用の管理方式>

1. 平成15年9月以前に販売された家庭系パソコン	・各メーカーが、廃棄時に消費者から費用回収(後払い方式)
2. 平成15年10月以降に販売された家庭系パソコン	各メーカーが、 ・パソコンの売上げから、引当金等を確保 又は、 ・ある年に発生した費用をその年に費用処理
3. 自作パソコン、事業者が倒産した場合等	・パソコン3R推進協会が、廃棄時に消費者から費用回収(後払い方式)

+

小型家電リサイクル法によるリサイクル(平成25年4月～)